2023年８月

お取引先各位

日本鉄塔工業株式会社

経理部

**インボイス制度への対応及び請求合計表の様式変更について（お知らせ）**

拝啓　貴社ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

　さて、2023年10月１日より導入されますインボイス制度への対応といたしまして、弊社資材部および橋梁エンジニアリング部からの発注に際し、当社指定様式による請求方法を下記の通り変更させていただきますので、ご対応の程、よろしくお願い申し上げます。

敬具

記

【インボイス制度への対応】

（１）消費税相当額（端数処理単位の変更）

　　　ｏインボイス制度の導入に伴い、消費税相当額端数処理単位を変更いたします。

　　　　従来、請求書（入庫伝票）単位での端数処理となっておりましたが、請求合計表記載の合計金額での端数処理に変更いたします。

　　　　※請求合計表の消費税抜き金額は、請求書（入庫伝票）の当月分計を入力（記載）していただき、消費税の計算も当月分計に対して行います。

（２）請求合計表の様式変更

ｏ**請求合計表を適格請求書（インボイス）とするため、消費税法に定める記載事項を満足する様式に変更いたします**（変更後の様式は以下URLからダウンロードしてご利用ください）。



ダウンロード用URL：https://www.jsteam.jp/jst\_t/other/seikyugoukei.html

（３）適格請求書発行事業者登録番号の確認

ｏ弊社にて登録番号を確認いたしますが（７月以降の順次確認中）、貴社の適格請求書発行事業者番号を請求合計表に入力（記載）して下さい。

ｏ登録番号を確認できないお取引先さまには、個別にご連絡し、登録申請状況等を確認させていただきますので、ご協力をお願いいたします。

（４）免税事業者のお取引先さま

　　　ｏ従来どおり、**免税事業者のお取引先さまへは、ご請求額満額をお支払い致します。**

（５）実施時期

ｏ（１）消費税相当額端数処理単位の変更及び（２）請求合計表の様式変更は、**2023年10月１日以降検収分（2023年11月以降支払分）から適用**します。

（６）その他

　　　ｏ問合せ先：経理部　　　　　　武藤　℡０３－３６４５－３１８３

若松経理グループ　中川　℡０９３－７６１－２１３２

　（受付時間　9:00～12:00、13:00～16:30《土日祝日除く》）

以　上

インボイスに関するよくあるご質問

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| № | ご質問 | 回答 |
| 1 | 消費税の端数処理は、どのような計算方法か？ | 原則切り捨てと考えていますが、貴社の端数処理方法で問題ありません。 |
| 2 | 納品書等に登録番号を記載しても構わないか？ | 構いません。 |
| 3 | 請求書（入庫伝票）が複数枚となる場合の請求合計表はどのように記載すればよいか。 | 請求書（入庫伝票）が複数枚となる場合は、最終ページにのみ当月分計、当月分消費税額、当月分総合計を記載し、請求合計表へ転記してください。 |
| 4 | 請求書（入庫伝票）が複数枚あり、請求書ごとに消費税を計算する場合は、請求合計表をどのように記載すればよいか。 | 適格請求書では、消費税の端数処理が１枚の請求書に対して１回しか認められていないため、消費税の計算毎に請求合計表を作成いただくことになります。また、各請求書の当月計（税抜金額）の総合計を請求合計表へ転記し、消費税を計算していただいても構いません（端数処理により請求合計表と各請求書の合計の税込金額が異なる場合は、請求合計表の金額を正としてお支払い致します）。 |
| 5 | 請求書（入庫伝票）に消費税が外税表記のものと内税表記のものを同時に記載して良いか。 | 適格請求書では、外税・内税どちらかに統一した合計額の記載が必要となります。基本は外税表記で記載ください。内税での請求がある場合は、別途請求書（入庫伝票）と請求合計表を作成してください。 |
| 6 | 自社様式の適格請求書に記載の消費税額と請求合計表の記載の消費税額に差異がある場合、どうすれば良いか？ | 弊社経理部へご連絡ください。基本的には、貴社の適格請求書単位での請求合計表の作成をお願いすることになります。 |
| 7 | 登録番号を確認できない場合、具体的にどのような連絡があるのか？ | 主に次の点を質問させていただきます。①登録申請済か、未申請の場合はいつ頃の予定か。②登録申請の予定がない場合は、免税事業者か。 |
| 8 | 日本鉄塔工業の登録番号を教えてほしい。 | 弊社の登録番号は次のとおりです。Ｔ１０１０６０１０３１７７１ |